



2012 OKAYAMAロードレースシリーズ  
エントリー各位

OIC - RR - 001 - 2012  
2012年5月8日

岡山国際サーキット  
レース事務局

【2012 OKAYAMAロードレースシリーズ CBR250Rカップ特別車両規則について】

2012 OKAYAMAロードレースシリーズ CBR250Rカップ特別車両規則を下記の通り発表する。

記

**OKAYAMAロードレースシリーズ特別競技車両規則 第39条**  
**CBR250R CUP技術仕様**

本規則はCBR250Rをベースに、安全性、平等性、経済性を考慮した、低コストで参加できる、ワンメイクレースの基本規則とする。

全ての車両の仕様は、本規則をベースに開催されるレースの大会特別規則に適合してはならない。

競技主催者、主催施設（以下主催者という）の規則に明記されていない、または許可されていないものについては一切改造、変更は許可されない。

但し一般市販車が本規則の仕様に合致しない場合は、本規則書の仕様が優先される。

用語の定義：改造＝オリジナルパーツ（車両公認時に装着されたもの）に対し切削、追加、研磨を行う行為

変更＝オリジナルパーツ（車両公認時に装着されたもの）を、他のパーツに置き換える行為

**1 出場車両**

ホンダCBR250R（主催者が認める車両）の市販車、およびスポーツベース車に限定される。

主催者公認車両＝競技主催国での一般市販車を基本に、他仕向け地車両（輸入車）及びスポーツベース車等で主催者が競技参加を認めた車両。

**2 排気量区分**

|       |        |     |
|-------|--------|-----|
| 250cc | 4ストローク | 単気筒 |
|-------|--------|-----|

**3 車両の最低重量は規定しない。**

**4 音量**

- 4-1 音量の測定は、以下の方法で行われる。但し、主催者が別に定める計測方法(非計測を含む)がある場合はその大会特別規則による。
- 4-1-1 計測のためのマイクロフォンの位置は排気管後端から500mmで、かつ中心線から後45°で排気管と同じ高さとする。但し、高さが200mm以下である場合は45°上方の点で行う。
- 4-1-2 規制に適合しているサイレンサーには大会ごとに車検にてマークが付けられ、車検後にサイレンサーを変更することが禁止される。但し同様に車検合格し、マークを受けたスペア・サイレンサーに関しては例外とする。
- 4-1-3 ギヤはニュートラルとしてエンジンを回転させ、所定の回転数域に達するまでエンジンの回転を増していかななくてはならない。測定は所定の回転数に達した時に行うものとする。
- 4-1-4 音量規制値  
下記の回転数で測って105dB/Aまでとする。レース終了後は3dB/Aの許容誤差が認められる。但し、主催者が別に定める数値がある場合はその大会特別規則による。(1)
- 4-1-5 音量測定は、下記固定回転数方式が適用される。 5500rpm
- 4-1-6 規制値をオーバーしているマシンは、レース前車検において再度測定を受けることができる。
- 4-1-7 音量測定は気温20℃を基準とする。気温10℃以下の場合許容誤差+1dB/Aが認められる。
- 4-1-8 気温0℃以下の場合許容誤差+2dB/Aが認められる。
- 4-1-9 メーターの読み方は常に切り捨てとする(105.9dB/A=105dB/A)。

4-1-10 音量測定方法で、ここに記載されていない項目はFIMまたはMFJ規則による。

## 5 燃料、オイル、冷却水

- 5-1 すべての車両には、FIMまたはMFJの定める無鉛ガソリンが使用されなくてはならない（AVガス（航空機用燃料）の使用は禁止される）。
- 5-2 競技に使用できるガソリンは、販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。
- 5-3 水冷エンジンの冷却水は、水あるいは水とアルコールの混合物（レース用として一般市販されている冷却水）に限られる。ただし、不凍液が含まれる冷却水は使用することができない。
- 5-4 大会特別規則によりガソリンの銘柄および供給方法が指定される場合、それに従わなくてはならない。 ( 2 )

## 6 ナンバープレート及びカラー

- 6-1 モーターサイクルのフロントとシートカウルの両サイドにゼッケンナンバーが装着され、観客とオフィシャルが明白に認識できるようにしなければならない。さらに、モーターサイクルのいかなる部分、またはライダーが自分のシートに座った時に身体で隠れてしまわないようにしなければならない。  
但し、アンダーカウルが装備され、サポートナンバーが規定の寸法で貼り付け可能な車両については、シートカウルまたはシート上部に数字の上部をライダーに向けるようにゼッケンナンバーを装備することが認められる。
- 6-2 シートカウル上部のゼッケンサイズはフロントナンバーと同じサイズでなければならない  
ナンバープレートの数字の間に穴を開けることができる。しかしどのような状況においても数字自体に穴を開けてはならない。穴の部分も規定の色に見えなくてはならない
- 6-3 ナンバープレートを取り付ける場合、長方形で頑丈な材質でできていなくてはならない。  
最低寸法はフロントが幅275mm×高さ200mm、サイドは、幅205mm×高さ170mm（3桁ゼッケンの場合は、幅260mmとする）とする。また、別個のナンバープレートを装着する代わりに、ボディまたはフェアリング両サイドに同寸法のスペースをつや消しでペイントするかあるいは固定してもよい。
- 6-4 ゼッケンナンバーの数字の周囲に、余白25mm以上のスペースを設けなければならない。
- 6-5 数字ははっきり読めるように、また太陽光線の反射を避けるために、地の色同様につや消しでなければならない。
- 6-6 ナンバープレートの地色及び数字の色は下記のとおりとする（蛍光色は禁止）。ナンバープレートの地色は、単色でなければならない。  
CBR250RCUPクラス 白地に赤文字
- 6-7 シートカウル上部にゼッケンナンバーが装備される車両については、アンダーカウルの左右両面にサポートナンバーを付けなければならない。  
サポートナンバーの貼り付け位置は、アンダーカウル内で、前後のタイヤの上端を結ぶ線の下部内とし、アンダーカウル後端部を推奨位置とする。  
サポートナンバーの最低寸法は、2桁ゼッケン幅185mm×150mm、3桁ゼッケンの最低幅は260mmとする。  
ナンバーの地色は、自由とし、文字の色は黒か白文字とする。いかなる場合においても、文字は判別しやすいようにしなければならない。  
ナンバーをつけるためのアンダーカウルの形状変更は認められる。アッパーカウルとアンダーカウルの分割位置も変更可能とする。
- 6-8 数字の最低寸法は下記のとおりとする。  
フロントナンバー及びシートカウル上部の寸法は  
最低高 : 140mm  
最低幅 : 80mm ( 1 の場合 25mm )  
数字の最低の太さ : 25mm  
数字間のスペース : 15mm  
  
サイドナンバー及びサポートナンバーの寸法は  
最低高 : 120mm  
最低幅 : 60mm ( 1 の場合 25mm )  
数字の最低の太さ : 25mm  
数字間のスペース : 15mm
- 6-9 数字の字体は、Futura Heavyを基準とするゴシック体とする。また、影付き文字などは認められない。
- 6-10 正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会の開始前にすべて取り外されなくてはならない。

## 7 仕様

以下に明記されていないすべての事項については、主催者公認車両と同じ仕様でなければならない。  
同一車種に主催者公認車両と違う他仕向け車両がある場合は、主催者公認車両を基本仕様とし、他仕向け車両にする事または他仕向け専用の部品を取り付けることは認められない。

### 7-1 レースのために取り外されなければならない部品

- 7-1-1 ライト/ウィンカー/リフレクター
- 7-1-2 バックミラー
- 7-1-3 ナンバープレートと、リヤフェンダーと別体式の場合のナンバープレートブラケット
- 7-1-4 セーフティバー/センタースタンド/サイドスタンド
- 7-1-5 同乗者用フットレスト/グラブレール
- 7-1-6 シートレールに取り付けられた荷掛けフック（溶接されたものの切削も可）
- 7-1-7 その他車検時に安全上取り外しを指示された部品

### 7-2 安全確保のため、改造・変更が義務付けられる事項

- 7-2-1 アクセルは手で握っていないときは、自動的に閉じるようになっていること。
- 7-2-2 キルスイッチは、ハンドルを握ったまま操作できる位置に取付けること。
- 7-2-3 電動式フュエルポンプがついている車両は、転倒したときにポンプが自動的に停止するための回路遮断システムを備えることを推奨する。
- 7-2-4 クローズドブリーザーシステム
- 7-2-4-1 市販車両からのオイルブリーザーライン変更は禁止される。（キャッチタンク取り付けは免除される。）
- 7-2-4-2 エアクリーナーボックスの下部に排出穴が開いている場合は、オイルを受けられるようにふさがなければならない。
- 7-2-5 オイルドレーンプラグおよび供給パイプ  
すべてのドレーンプラグ及びボルトでオイル・キャビティに進入するものは、安全にワイヤーロックされなければならない（例：クランクケース、オイルライン等）。  
オイルフィルターケースの取付ボルトはワイヤーロックすることが望ましい。  
ワイヤーロックするための穴あけ加工は認められる。
- 7-2-6 燃料タンクブリーザーパイプには、適切な材質でできた最低容量250ccのキャッチタンクを取り付け、漏れた燃料はキャッチタンクに放出されるようになっていなければならない。
- 7-2-7 燃料タンクフィルターキャップおよびオイルフィルターキャップは閉じた状態で漏れないようになっていなくてはならない。
- 7-2-8 ラジエターオーバーフローパイプに、最低容量250cc以上のキャッチタンクを取付けなくてはならない。
- 7-2-9 リアスプロケットガード
- 7-2-9-1 チェーンとリアスプロケットの間に、身体の一部が誤って挟まれることのないように、リアスプロケットガードを取り付けなくてはならない。
- 7-2-9-2 そのガードは、スプロケットとドライブチェーンの噛合部をカバーすることとし、その材質は、アルミニウム、頑強なプラスチックまたは樹脂とし、その取り付け方式は、スイングアームにボルト・オンまたは溶接し、安易に脱落したりしないよう確実に固定しなければならない。
- 7-2-9-3 形状はチェーンとスプロケットの間にライダーの手足が巻き込まれないという目的にかなったもので、かつシャープエッジでないこと。
- 7-2-9-4 スイングアームとリアスプロケットガードを兼ねることは認められる。
- 7-2-9-5 リアスプロケットガードの板厚は最低2mmなければならない。
- 7-2-9-6 フロントスプロケットガード  
純正のLリヤカバーが装着されていないなければならない。  
逆シフトにしようとする際、またスプロケットを変更する際にLリヤカバーに干渉する場合は最小限の改造（プレートの取り外し）は認められる。本来の機能が果たせない場合は不可となる。
- 7-2-10 ハンドルストッパー  
ライダーの指が挟まれないようにするために、ハンドルを左右いっぱい切ってもハンドルバー（レバーを含む）と燃料タンクの間で最低30mmの間隔があるように、ストッパー（ステアリングダンパー以外のもの）を取り付けなくてはならない。  
ステアリング・ダンパーのハンドルストッパーとしての使用は認められない。

### 7-3 レースのために変更、改造、チューニングが許可される部分

- 7-3-1 フレーム
- 7-3-1-1 リヤサブフレームにボルト・オンされたアクセサリーの取り外し
- 7-3-1-2 ステアリング・ダンパーおよびフェアリング、シートカウル取り付け目的のためのフレーム加工（ステーおよびブラケットの追加を含む）は認められる。
- 7-3-1-3 全てのカウリングステーは、部分的に変えたり、交換してもよい。

- 7-3-1-4 転倒時に車両のダメージを最小限に抑えるためフレームにプロテクティブ・コーンの取り付けは可。
- 7-3-1-5 プロテクティブ・コーンを取り付けた場合、プロテクティブ・コーンの突き出し量はフェアリングの表面から20mm以上突き出してはならない。また、プロテクティブ・コーンのRは10R以上とする。
- 7-3-2 スタンドブラケット
- 7-3-2-1 フロントホイールスタンドを取り付けるためのブラケットはフレーム、エンジンブロックにボルト止めされなければならない。
- 7-3-2-2 リヤホイールスタンドのブラケットは、リヤフォーク（スイングアーム）に取り付けるための加工または、ボルト止めが認められる。但し必要以上に長く鋭角なものは安全上使用が認められない場合があるので注意すること。
- 7-3-2-3 ブラケットを取り付けするためのフェアリングのカットは認められる。但し、ブラケットとフェアリングのクリアランスは5mm以上なければならない。
- 7-3-3 フロントフォーク
- 7-3-3-1 フロントフォークのアウトチューブの表面塗装の変更が認められる。
- 7-3-3-2 フロントフォーク内部パーツはスプリング及びスプリング変更に伴うカラーの変更に限り認められる。
- 7-3-3-3 フォーク・キャップは、外部から調節できるように改造、または交換することができる。
- 7-3-3-4 上部と下部のフォーク・クランプ（三叉、フォーク・ブリッジ）は、公認車両時のままに維持されなくてはならない。
- 7-3-3-5 ステアリング・ダンパーを追加することができる。
- 7-3-3-6 ステアリング・ダンパーは、ステアリングロック・リミティング・デバイスとしての役割を果たしてはならない。
- 7-3-3-7 車高調整を目的としたフロントフォークの上下の取り付け位置の調整。
- 7-3-3-8 サスペンションフルードの変更。
- 7-3-3-9 ダストシールの改造、変更、取り外しを行なうことができる。
- 7-3-4 リヤフォーク（リヤスイングアーム）
- 7-3-4-1 リヤサスペンションのスプリングは変更できる。
- 7-3-4-2 リヤサスペンションのスプリングイニシャル調整用のカラーの変更は認められる。
- 7-3-4-3 リヤサスペンション・リンケージは、公認車両時の状態に維持されなくてはならない。
- 7-3-4-4 リアスプロケットガードの取り付け、および取り付け目的の加工。
- 7-3-4-5 リヤサスペンションの残ストローク量確認を可能にするためにリヤショックカバーの取り外しは認められる。
- 7-3-4-6 サスペンションフルードの変更
- 7-3-4-7 フレームとリヤフォークのアタッチメントは公認車両から変更できないが、シム追加による車高調整は認められる。
- 7-3-5 エキゾーストパイプおよびシステム
- 7-3-5-1 エキゾーストパイプ
- 7-3-5-1-1 エキゾーストパイプとサイレンサーは、音量規制に関する必要条件をすべて満たさなくてはならない。
- 7-3-5-1-2 エキゾーストパイプの先端は、最低30mmにわたってモーターサイクルの中心軸と水平かつ平行でなくてはならない（許容誤差 $\pm 10$ 度）。また、エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分は丸みを帯びさせていなければならない。  
エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分の丸みを帯びさせるとは、エキゾーストパイプ先端の板厚が2mm以上、その角部は0.5R以上とする。板厚を確保するために複数の板の溶接構造としてもよい。
- 7-3-5-1-3 排気ガスは後方に排出しなければならないが、埃を立てたり、タイヤやブレーキを汚したり、他のライダーに迷惑をかけるような放出方法であってはならない。
- 7-3-5-1-4 エキゾーストパイプの後端は、リヤタイヤ後端の垂直線より後ろにあってはならない。
- 7-3-5-2 エキゾーストシステム
- 7-3-5-2-1 サイレンサーの変更、または改造が認められる。（但し、ステアを含めチタン、カーボンの素材は使用できない。）サイレンサーを変更する場合は、主催施設公認車両のエキゾーストパイプを使用し、ボルトオンで取り付けられること。  
エキゾーストパイプはサイレンサー取り付け用ステーおよびスプリングフックを取り付けのための追加工と溶接部の切削加工が認められる。
- 7-3-5-2-3 サイレンサーを変更する場合、ステアの交換および取り付け位置の変更も認められる。
- 7-3-6 ブレーキ
- 7-3-6-1 前後ブレーキパッドとホースの変更
- 7-3-6-2 ブレーキホース変更に伴うバンジージュボルトの変更
- 7-3-6-3 ブレーキフルードの変更
- 7-3-6-4 フロントとリヤブレーキキャリア（マウント、キャリア、ハンガー）は、車両公認時のものでなければならない。公認車両にABS仕様を設定される場合は、マウントを変更しない範囲でノーマル仕様との互換性が認められる。

- 7-3-6-5 ブレーキパッドスプリングの取り外しおよび加工は認められない。
- 7-3-6-6 割ピン付のパッドピンを使っている場合は割ピンにワイヤーロックをしなければならない。
- 7-3-7 フロントとリアのブレーキリザーバタンクステー取り付け位置の変更/追加を認める。
- 7-3-7-1 タイヤ/ホイール
- 7-3-7-2 スピードメーター駆動部の取り外しとスペーサーの変更
- 7-3-7-2-1 タイヤ  
タイヤは変更できるが、一般公道用で主催者が指定したタイヤに限られる(2012年はダンロップ-12\*日光サーキット、美浜サーキットにおいては大会特別規則による)。レインタイヤの使用可否については各主催者が定める大会特別規則による(3)。ドライタイヤは予選及び決勝を通じて1セットのみ使用できる。WET宣言時の使用本数制限は行わない。  
\*タイヤメーカー指定は1年毎に変更されることを原則とする。
- 7-3-7-2-2 タイヤの追加工(再グルーピング等)は禁止される。
- 7-3-7-2-3 磨耗限度を超えたタイヤは使用できない(残溝はインジケーターによる)。
- 7-3-7-2-4 グリッドおよびピットレーン上でのタイヤウォーマーの使用は禁止される。
- 7-3-7-2-5 フロント用タイヤをリアに、リア用タイヤをフロントに使用することは許可されない。  
主催者がレインタイヤの使用を認める大会においては、レインタイヤに限り、タイヤメーカーが推奨したホイールサイズに適合していれば使用が許可される。
- 7-3-7-3 ホイール  
ホイールは車両公認時に装着されているホイールとする。但し、表面塗装については変更を認める。
- 7-3-8 フットレスト・チェンジレバー・ブレーキペダル  
フットレストは改造、変更されてよいが、下記条件を満たさなければならない。ただし車両公認時から改造・変更しない場合は、突起物を取り外し車検長の許可を得れば、下記仕様を満たさなくても使用できる。
- 7-3-8-1 ブラケットの改造、変更によりフットレスト/フットコントロールの位置は移動してもよいが、ブラケットは元の取付け位置に固定しなければならない。
- 7-3-8-2 フットレストの先端は、最低半径8mmの中空でない一体構造の球状になっていなければならない。
- 7-3-8-3 折りたたみ式の場合は、自動的に戻るようになっていなければならない。
- 7-3-8-4 折りたたみ式でないフットレストには、アルミニウム、プラスチック、テフロン、または、同等の材質でできたエンドプラグ(最低半径8mm以上)が常時固定されていなくてはならない。
- 7-3-9 ハンドルバー・レバー類
- 7-3-9-1 ハンドルバーの交換および取り付け位置の変更が許可される。
- 7-3-9-1-2 ハンドルバーの末端が露出している場合は、固形物質を詰めるかゴムでカバーされていなくてはならない。
- 7-3-9-1-3 ハンドルバーの最低幅は450mmとする。
- 7-3-9-2 ブレーキレバー/クラッチレバー(ホルダーを含む)およびブレーキ/クラッチケーブル/スロットルケーブルの変更は認められる。
- 7-3-9-3 ブレーキレバーに関しては、調整機構つきのものも認められるが、リモート式への変更は許可されない。
- 7-3-9-4 ハイスロットルのためのスロットルホルダーの変更(スロットルハウジングとスイッチ一体式のものは別体式のホルダーに変更することも認められる。)
- 7-3-9-5 ブレーキ/クラッチレバーの先端はボール状でなくてはならない(最低直径19mm)。  
このボールを平たくすることができるが、端部は丸みをもたせていなければならない(最低の厚み14mm)。
- 7-3-10 フェアリング(カウリング、ウィンドスクリーン、)
- 7-3-10-1 アフターマーケットのものに変更することができる。外見の変更は認められない。但し、左右非対称部の対称化、およびエンジン転倒カバー部としての最低限度の延長または形状変更は許可される。
- 7-3-10-1-1 スクリーンエッジは丸みをもたせていなければならない。
- 7-3-10-1-2 カーボン、ケブラー素材の使用は認められない。
- 7-3-10-2 取り付けブラケットの改造・変更
- 7-3-10-3 露出しているエッジは、すべて丸みをおびていなければならない。
- 7-3-10-4 フロントフェンダーはアフターマーケットのものに変更することができる。  
カーボン/ケブラー素材は使用できない。
- 7-3-10-5 リヤフェンダーはアフターマーケットのものに変更することができる。  
カーボン/ケブラー素材は使用できない。
- 7-3-10-6 フェアリング下部はエンジン破損時にエンジン内のオイルとエンジンクーラント容量の最低半分(最低5リットル)を保持できる構造とする。フェアリング下部の内側には、オイルを吸収する難燃性の素材が貼られても良い。
- 7-3-10-6-1 フェアリング下部の端部は、一番低いところから最低50mmの高さまでなければならない。

- 7-3-10-6-2 フェアリング下部には、直径20mm（許容誤差+5mm）の水抜き用の孔を最小1個設けなければならない（孔は2個までとする）。
- 7-3-10-6-3 この孔はドライコンディションの時には閉じられ、競技監督がウェットレースを宣言した場合、開けなければならない。
- 7-3-11 シート/シートカウル  
オプションのシングルシートまたはアフターマーケットのものに変更できる。カーボン/ケブラー素材の使用は認められない。  
また、ライディングポジション調整のための最小限度の部品（パッド、樹脂類など）を追加することが認められる。
- 7-3-12 シリンダーおよびシリンダーヘッド  
シリンダーおよびシリンダーヘッドは、主催者公認車両の状態に対して切削、追加、研磨をしてはならない。ボルト・オンの排気ガス対策用センサー類はシーリングプラグ（ボルト）への変更が認められる。（材質について、チタンは禁止）  
カーボン除去のみ認められ、シリンダーヘッドの研磨は一切認められない。
- 7-3-13 転倒時に地面に接触する恐れのあるオイルを保持する全てのエンジンケース、カバーは樹脂製（FRPまたはカーボン、ケブラー、プラスチック、ジュラコン等）の2次カバーによって保護されなければならない。但し、フェアリングの延長により接触部がカバーされる場合は2次カバーの取り付けはなくても認められる。この全ての2次カバーは、強固な接着剤またはボルトにて適切かつ確実に固定されていなければならない。2次カバーの厚さを2mm以上とする。
- 7-3-14 ラジエター
- 7-3-14-1 ラジエターの変更は認められない。但し、表面塗装の変更は可。
- 7-3-14-2 ラジエターブラケットの（ステー）の変更は認められる。材質は鉄またはアルミニウムとする。
- 7-3-14-3 ラジエターに導風板を取り付けることは認められる（カウル内部形状の変更は可）。
- 7-3-14-4 ラジエターとエキゾーストマニホールドの間に遮蔽板を取り付けることは認められる。
- 7-3-14-5 冷却のためのフェアリングへのドリルによる穴あけは認められる（直径10mm以下に限る）。
- 7-3-14-6 サーマスタットの交換・取り外しとスパーサーへの変更は認められる。
- 7-3-15 排気ガス対策部品
- 7-3-15-1 エンジン内部以外の排気ガス対策装置の取り外し（エンジン外部に装備されたパイプ・チューブ類を取り外し、回路を閉塞すること）が認められる。
- 7-3-16 クラッチ  
クラッチスプリングの変更
- 7-3-17 フュエルインジェクション
- 7-3-17-1 スロットルボディは、主催者公認車両の標準ユニットでなければならない。
- 7-3-17-2 インジェクターは、主催者公認車両の標準ユニットでなければならない。
- 7-3-17-3 エアファンネルの変更・改造は許可されない。
- 7-3-17-4 バタフライの変更・改造は禁止される。
- 7-3-17-5 フュエルインジェクション・マネージメント・コンピューターアッセンブリーおよびフラッシュRAMは、主催者公認車両のECUへの変更が許可される。  
アフターマーケットのフュエルインジェクション・コントローラーへの変更及び追加は認められない。
- 7-3-17-6 燃料ポンプ、およびプレッシャーレギュレーターは主催者公認車両の状態でなければならない。
- 7-3-18 燃料供給
- 7-3-18-1 フュエルラインは主催者公認車両からの変更は認められない。
- 7-3-18-2 フュエルフィルターの追加・変更
- 7-3-19 ワイヤハーネス  
ワイヤハーネス（スイッチ類を含む）の改造、変更
- 7-3-20 スプロケット/チェーン  
フロントスプロケット、リヤホイールスプロケット、チェーンは変更が許されるが、サイズは主催者公認車両と同じでなければならない。
- 7-3-21 エンジンレプリミッター/スピードリミッター  
エンジンレプリミッター/スピードリミッターは主催者公認車両に装備されたECUが変更できる範囲で可。
- 7-3-22 点火時期/スパークプラグ
- 7-3-22-1 スパークプラグの変更
- 7-3-22-2 点火時期の調整は主催者公認車両に装備されたECUが変更できる範囲で可。
- 7-3-23 ボルト、ナット類
- 7-3-23-1 ボルト、ナット類の変更。ただし同じ材質でなければならない。
- 7-3-23-2 フェアリング（シートカウル含む）、ウィンドスクリーンの取り付けボルト、ナット類は別の素材のものに変更できる。
- 7-3-23-3 ボルト、ナット類はセーフティワイヤーを付けるために穴を開けてもよい。しかし軽量化する改造は認められない。

- 7-3-23-4 カウリングのボルト、ナット類はクイックタイプに変更できる。
- 7-3-24 バッテリー  
バッテリーのサイズとタイプは主催者公認車両から変更できない。
- 7-3-25 エアフィルター・エレメントの変更は出来ないが、改造または取り外すことができる。エアクリナーはケース及びカバーの交換、改造、取り外しをしない範囲で、吸気ダクトの変更、改造は許可される。
- 7-3-26 ポジション調整  
燃料タンクまたはタンクカバーに、ライディングポジション調整のための最小限度の部品(パッド、樹脂類など)を追加することが認められる。  
その取り付け方法は、安易に脱落しないように確実に固定しなければならない。部品にはカーボンまたはケブラー素材の使用は認められない。
- 7-3-27 トランスミッション、ギヤボックス
- 7-3-27-1 ミッションは主催者公認車両から変更、改造は認められない。
- 7-3-28 足で操作するクイックシフターは認められない。ただし、電氣的スイッチを手動で作動させ、チェンジに2モーション以上の動作が必要なエンジンカットシステムは許可される。

#### 7-4 取り外すことができる部品（アフターマーケット部品との変更は不可。）

- 7-4-1 計器類と計器用ブラケットおよび関連ケーブル（計器用ブラケットがカウルステーを兼ねている場合はカウルステーと見なし、変更は可。ただしメーターは主催者公認車両またはレーススペース車に装備されたものでなければならない。）
- 7-4-2 ホーン
- 7-4-3 ツールボックス
- 7-4-4 タコメーター
- 7-4-5 スピードメーター
- 7-4-6 ハンドル左側のスイッチホルダー
- 7-4-7 ラジエーターファンと配線
- 7-4-8 チェーンカバー（リヤフェンダー兼用の物への変更は可）
- 7-4-9 リヤサブフレームにボルトオンされたアクセサリ
- 7-4-10 別体〔ボルトオン〕のライセンスプレート
- 7-4-11 燃料タンク給油口内部のガソリンノズル対策プレート

#### 7-5 その他

- 7-5-1 チタン合金部品の使用は禁止される
- 7-5-2 エレクトリックスターターは常に正常に作動しなければならない。
- 7-5-3 全てのモーターサイクルには、メインフレームに車両認識番号（シャシーナンバー）が刻印または表示されていなくてはならない（スベアフレームの場合は刻印なしの状態の販売証明の提示または、交換前の刻印のあるフレームを車検にて提示しなければならない）。
- 7-5-4 スイングアームの側面にカバーを取り付け広告スペースと活用することが許可される。材質は樹脂製（FRPまたはPPで、厚さ1mm～2mm）に限定され、取り付け目的のボルト穴加工は認められる。  
追加のボルト穴加工の場合は6mmに限定される。（既存のボルト穴使用の場合は、サイズは規定されない）
- 7-5-5 追加の装備
- 7-5-5-1 自動ラップ計時デバイスを追加することができる。但し、公式計時方式、および装備を妨げてはならない。
- 7-5-5-2 アナログ式を含むデータ収集器、データ収集に使用される部品の取付けは、一般に入手できる簡易なものに限って認められる（例；デジスパイスなどのGPS型データロガー）。単独で機能しなければならない、車両のメインハーネス（含むバッテリー、ECU、メーター）に接続してはならない。但し、安易に脱落しないように確実に固定しなければならない。
- 7-5-5-3 テレメトリー（無線による情報伝達）  
・動いているモーターサイクルへ情報を伝える、または動いているモーターサイクルから情報を得ることは禁止される。  
・マシンには公式シグナリングデバイスの搭載が義務づけられる場合がある。

#### CBR250Rカップ岡山国際サーキットシリーズ 大会特別規則

- 1 排気音量＝岡山シリーズでは105dB/Aとする。
- 2 燃料＝岡山シリーズでは、サーキット内で供給される無鉛ハイオク93に限定。
- 3 レーシングレインタイヤの使用を認める。なお、レインタイヤの銘柄は特に指定しないが、サイズについてはメーカー推奨サイズを守る。

以上

CBR250R CUP 岡山シリーズ 改造可能範囲一覧表

下記表中に記載ないものは改造、変更、取り外し不可

表中記号説明 : = 可能、 x = 不可、 = 可能ではあるが条件付き

|                        | 項目  |            | 備考                    |
|------------------------|---|------------|-----------------------|
| エンジン                   | 純正オーバーサイズピストンの使用                                | x          |                       |
|                        | エアクリナーボックス取り外し・改造・変更                            | x          | 吸気ダクトの変更は可能           |
|                        | エアクリナーエレメントの取り外し                                |            | 改造取り外しは可能、変更は不可。      |
|                        | エアファンネルの取り付け                                    | x          |                       |
|                        | 吸排気バルブ・バルブスプリング・カムシャフトの変更                       | x          |                       |
|                        | ボート研磨   | x          |                       |
|                        | ヘッド・シリンダー・ガスケットの変更、取り外し                         | x          |                       |
|                        | エキゾーストパイプの改造・変更                                 | x          |                       |
|                        | サイレンサー、サイレンサーステーの改造・変更                          |            | 105dB/Aを超えないこと        |
|                        | オイルクーラーの追加・改造・変更                                | x          |                       |
|                        | ランジェター本体の改造・変更                                  | x          | 導風板の取り付け、表面塗装の変更は可能。  |
|                        | クラッチの改造・変更                                      | x          |                       |
|                        | クラッチのスプリング変更                                    |            |                       |
|                        | 電装  | CDIユニットの変更 |                       |
| 充電コイルの取り外しおよび取り外しに伴う加工 |   | x          |                       |
| ワイヤーハーネスの改造・変更         |   |            |                       |
| バッテリー取り外し、サイズ変更        |   | x          |                       |
| メーターの取り外し              |   |            | 改造・変更は不可              |
| スパークプラグの変更             |   |            |                       |
| イグニッションコイルの変更          |   | x          |                       |
| 車体                     | ゼッケン  |            | 白ベースに赤字               |
|                        | カウルの変更  |            | 形状の変更は不可、カーボンケブラー禁止   |
|                        | フロント・リアフェンダーの変更                                 |            | 形状の変更は不可、カーボンケブラー禁止   |
|                        | シート、シートカウルの変更                                   |            | カーボンケブラー禁止            |
|                        | カウルステーの変更、追加                                    |            |                       |
|                        | キャリバーガード、アクセルガードなどの取り付け                         | x          |                       |
|                        | フレームスライダー(プロテクター)の取り付け                          |            | 突き出しが20mmを超えないこと      |
|                        | ステアリングストッパーの追加                                  |            |                       |
|                        | ステアリンググリップ・レバー・ペダル・ステップ・ステッププレート・チェンジリンク類の改造・変更 |            | 車体への取り付け位置変更は不可       |
|                        | アクセルスロットルの変更                                    |            | ハイスロットルへの変更可能         |
|                        | ハンドルバーの改造・変更                                    |            |                       |
|                        | トップブリッジの変更改造                                    | x          |                       |
|                        | ブレーキパッド、ブレーキホース、フルードの変更                         |            |                       |
|                        | ブレーキローター・ブレーキキャリパー・マスターシリンダー・ピストン・パッドピンの改造・変更   | x          |                       |
|                        | フロントサスペンションユニットの変更                              | x          |                       |
|                        | フロントサスペンションスプリングの変更・インシャルアジャスターの取り付け            |            |                       |
|                        | サスペンションダストシールの変更・取り外し                           |            |                       |
|                        | リアサスペンションスプリングの変更                               |            | ダンパーの変更・改造は不可         |
|                        | リアサスペンション車体側取り付け位置の改造・変更                        | x          | シム追加の車高調整は可能          |
|                        | スプロケット・チェーンの変更                                  |            | チェーンサイズの変更は不可         |
|                        | フロントスプロケットガードの取り外し                              | x          | 逆チェンジに伴う最小限のカットは可能    |
| タイヤ                    | ドライタイヤ  | 指定ワンメイク    | <b>ダンロップ -12</b>      |
|                        | レーシングレインタイヤの使用                                  |            | <b>メーカー推奨サイズを守ること</b> |
|                        | 項目  |            | 備考                    |